

## 尾張一宮テコンドークラブ昇級・昇段基準に関する要綱

### 第1条 前提

尾張一宮テコンドークラブ（以下、「当道場」とする。）は、一般社団法人 日本 ITF テコンドー協会所属およびその下部組織である中部テコンドー連盟に加盟するテコンドークラブである。

昇級・昇段に関しては、中部テコンドー連盟所属の師範・副師範が審査を行い、中部テコンドー連盟所属の各道場長から推薦された者が審査を受審することができる。

昇級審査は、おおむね3・6・9・12月に年4回行われる。

昇段審査は、おおむね3・9月に年2回行われる。

昇段審査は、初段までは各道場長から推薦された者が受験できることに変わりないが、2段以上の昇段に関しては、中部テコンドー連盟の推薦が必要である。

### 第2条 制定目的

尾張一宮テコンドークラブ昇級・昇段基準に関する要綱（以下、「本要綱」とする。）は、白帯から初段までの昇級・昇段につき、受審者の公平な選定および昇級・昇段基準の明確化を目的として制定する。

### 第3条 要綱の廃止・変更

本要綱を廃止または変更する際は、指導員および準指導員が参加する会議（以下、「指導員会議」とする。）において過半数の賛成を得た場合のみ廃止または変更することができるものとする。

なお、ここでいう過半数の賛成とは、過半数の指導員および準指導員が参加（委任状含む）した指導員会議の決議においてのみ有効とする。

### 第4条 昇級判断者および採点審査

道場長および火・水曜日クラス長2名の計3名が本要綱第8条5項2号に定める採点基準に沿って採点審査をすることができる。（この3名を以下、「昇級判断者」とする。）

なお、昇級判断者による採点審査は昇級・昇段対象者1名につき3名全員が行うのではなく、昇級・昇段対象者が出席するクラスの長である昇級判断者1名のみが採点審査をおこない、その合否を判断する。

2. 昇級判断者は、事情により採点審査ができない場合、採点審査を他の指導員および準指導員に委託することができるものとする。

3. 昇級・昇段候補者が複数のクラスで概ね半分以上の出席率がある場合は、どの昇級判断者に採点審査を依頼しても差し支えないが、採点審査は、1回の昇級・昇段審査において1度しか認められない。

4. 昇級判断者であるクラス長の採点審査の結果は尊重され、その合否はたとえ道場長であってもこれを否認することはできない。

5. 採点審査の結果は、今後の指導に有益に活用するために昇級・昇段候補者本人および指導員および準指導員に公表しなければならない。

#### 第5条 昇級・昇段候補者の自薦

当道場の道場生は、受審を希望する昇級・昇段審査の審査日が本要綱第8条6項に規定する審査可能経過月年数を経過している場合に限り、誰でも昇級判断者に申し出ることによって採点審査を受けられるものとする。この場合、受けたいと望む昇級審査の原則2ヵ月以上前（白帯に限り3週間以上前）に申し出なければならない。申し出日が昇級審査まで2ヵ月未満（白帯に限り3週間未満）の場合は、昇級判断者はその申し出を却下することができる。

#### 第6条 指導員および準指導員による昇級候補者の推薦

指導員および準指導員は、誰でも昇級・昇段候補者の推薦ができるものとする。この場合、受けさせたいと望む昇級審査の原則2ヵ月以上前（白帯に限り3週間以上前）に昇級対象者本人または保護者の意向を確認した上で、申し出なければならない。推薦日が審査まで2ヵ月未満（白帯に限り3週間未満）の場合は、昇級判断者はその推薦を却下することができる。

#### 第7条 昇級判断者による昇級・昇段候補者の推薦

昇級判断者は、受けさせたいと望む昇級審査の原則2ヵ月以上前（白帯に限り3週間以上前）までに昇級対象者本人または保護者の意向を確認した上で、昇級候補者の推薦ができるものとする。

## 第8条 採点基準

昇級判断者は、昇級審査の2ヵ月前以上前（白帯に限り3週間以上前）までに昇級候補者を他の昇級判断者全員に公表し、昇級・昇段候補者にも採点審査を行う旨を伝えなければならない。また、昇級審査の1ヵ月前（白帯に限り2週間以上前）までに採点審査をしなければならない。

2. 昇級判断者または指導員または準指導員が推薦した昇級・昇段候補者が昇級・昇段を辞退した場合は、推薦を行った者が昇級判断者全員にこれを公表し、採点はしないものとする。

3. 昇級・昇段候補者が昇級・昇段を望む場合は、昇級審査の2ヵ月前から昇級審査の1ヵ月前（白帯に限り2週間前）までの間に、担当する昇級判断者の前で昇級の課題のツールおよび昇級判断者が指定する型を演じなければならない。（以下、「プレ審査」という。）

この際、欠席等の昇級判断者に帰責する理由で、採点審査ができない場合は、昇級判断者は、ツールを満点として採点しなければならない。

また、欠席等の昇級候補者に帰責する理由で、採点審査ができない場合は、昇級判断者は、ツールを審査不能として0点として採点しても差し支えない。ただし、この場合、昇級判断者が昇級・昇段候補者の技量をあらかじめ把握している場合は、ツールを0点～満点で判断しても差し支えない。

4. 採点審査は、点数の合計が60点以上で合格とする。

5. 採点審査の配点および採点基準については、本項下記による。

### （1）採点審査の配点

#### 白帯

「礼儀-20点～20点（マイナス有）」「ツール0点～40点」「出席0点～40点」の100点満点で採点しなければならない。

ただし、採点が60点に満たない場合は、入会日から希望審査日までの年数が1年以上の場合に限り「0.5点×入会日からの次回審査日までの経過月数（1か月未満切り捨て）」を上限20点まで別途加算することとする。

#### 黄帯以上

「礼儀-20点～20点（マイナス有）」「ツール0点～40点」「マッソギ0点～20点」「出席0点～20点」の100点満点で採点しなければならない。

ただし、採点が60点に満たない場合は、前回審査日から希望審査日までの年数が1年以上の場合に限り「0.5点×前回昇級から次回審査日までの経過月数（1か月未満切り捨て）」

を上限 20 点まで別途加算することとする。

例：「礼儀 10 点」「トゥル 15 点」「マッソギ 10 点」「出席 10 点」+「加点 16.5 点」（前回審査から 33 ヶ月経過）=61.5 点>60 点 受審可能

## （2）採点基準

### ○礼儀

他の道場生や指導員の活動を常に邪魔をし、指導の進行に深刻な悪影響を与える→20 点

他の道場生と遊ぶことが頻繁で、指導の進行に悪影響を与える→10 点

指導の進行には悪影響は与えないが、体調不良を除き、明らかに頻繁に練習中にサボっている。→0 点

真面目に練習を行い、あいさつができる→10 点

品行方正で他の生徒と協力したり、他の道場生に指導を行うなど道場の運営に好影響を与える→20 点

### ○トゥル（白帯）

型を覚えていない、または、毎回必ず間違える→0 点

型はほとんど覚えているがたまに違う動作を行う→20 点

型は完全に覚えており、ほぼ間違いがない→30 点

細かな動作も完璧に覚えており、正確で、切れがある→35 点

細かな動作も完璧に覚えており、正確で、切れがあり、大会でも優勝を多数している  
→40 点

\*大会で入賞していてもプレ審査で型の完成度に疑問がある場合は当然に減点を行う。

### ○トゥル（黄帯以上）

型を覚えていない、または、毎回必ず間違える→0 点

型はほとんど覚えているがたまに違う動作を行う→10 点

型は完全に覚えており、ほぼ間違いがない→20 点

細かな動作も完璧に覚えており、正確で、切れがある→25 点

細かな動作も完璧に覚えており、正確で、切れがあり、かつ、大会でも優勝を多数している  
→25 点～39 点（点数幅は大会の規模・参加人数・成績による。）

全日本以上の大会で優勝の実績がある→40 点

\*大会で入賞していてもプレ審査で型の完成度に疑問がある場合は当然に減点を行う。

### ○マッソギ（黄帯以上）

蹴り技が全く打てない→0 点

トルリョチャギ・ヨプチャギ等の蹴り技が上手に打てる→10点  
組手が上手に出来、大会でも入賞を多数している→11～20点

○出席（白帯）

1回も参加がない→0点

月1回程度の参加→10点

月4回程度の参加→20点

月8回程度の参加→30点

月12回程度の参加→40点

（遅刻早退は減点しても差し支えない）

○出席（黄帯）

1回も参加がない→0点

月1回程度の参加→5点

月4回程度の参加→10点

月8回程度の参加→15点

月12回程度の参加→20点

（遅刻早退は減点しても差し支えない）

6. 審査可能経過月年数

白帯～赤帯

各6か月以上（3月受審→9月受審OK）

赤帯⇒黒帯

・成年部以上 1年以上（9月受審→翌年9月受審OK）

・少年部 1年6か月以上（9月受審→翌々年3月受審OK）

\*審査可能経過月年数は、中部テコンドー連盟の通達による。

第9条 その他

本要綱に記載のない事項および本要綱に沿って運用した場合、特定の者に著しく不都合であると考えられる事象が生じた場合には、指導員会議において過半数の賛成を得た場合のみ本要綱によらない扱いができるものとする。

なお、ここでいう過半数の賛成とは、過半数の指導員および準指導員が参加（委任状含む）した指導員会議の決議においてのみ有効とする。

2. 本要綱は、会員に公開しなければならない。

本要綱は、令和6年11月3日より施行する。

令和6年11月3日

尾張一宮テコンドークラブ 代表 臼井久高